

新型コロナウイルス感染症発生施設への 社会福祉施設等応援職員派遣事業に係る取り扱い

1 目的

本事業は、高齢者施設、障がい児者施設、保護施設及び児童施設（以下「社会福祉施設等」という。）で働く職員等が新型コロナウイルス感染症に感染等することにより、当該施設等で働く職員等の出勤が困難となった場合、職員が不足する施設等がサービス提供を継続できるよう他の施設等から応援職員を派遣する体制を構築する。

2 対象

本事業は次の入所系の社会福祉施設等を対象とする。

高齢者施設：介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院
認知症対応型共同生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム
サービス付き高齢者向け住宅ほか

障がい児者施設：障害者支援施設、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、共同生活援助

保護施設：救護施設

児童施設：児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設

3 事業の内容

本事業は、社会福祉施設等の相互応援を基本として、次の内容で実施する。

(1) 派遣先施設

ア 派遣要請

派遣先施設は、応援職員等の保護及び応援元施設等への影響を考慮し、基本的に非汚染エリアへの派遣を要請する。なお、要請された業務が「汚染エリア内、感染者・濃厚接触者のケア」と認められる場合は、原則的に派遣を行わないものとする。

派遣例 ① 1 法人・単独施設の場合（感染施設内の非汚染エリア） 図 1 参照

② 1 法人・複数施設の場合（感染発生施設とは別施設） 図 2 参照

なお、派遣先施設の職員の大半が感染してしまった場合など、特別な事情がある場合は、事前に派遣調整団体、派遣元施設及び派遣職員の同意を得た上で、派遣職員に汚染エリア内、感染者・濃厚接触者のケアを依頼することができるものとする。

イ 応援職員の保護等

派遣先施設は応援職員の健康管理のため、出勤時の体温測定、問診などを徹底する。

(2) 派遣期間

派遣期間は、最大 14 日間の派遣を想定している。

終了後は 2 週間の自宅待機を想定しているが、保健所等の判断により職場への復帰が早くなる場合がある。

なお、自宅に戻れない事情がある場合はホテル等での宿泊とする。

(3) 応援職員の勤務時間

応援職員は、基本的に日勤業務を行うものとする。

なお、事前に派遣元施設及び派遣職員の同意を得た上で、派遣職員に夜勤業務及び時間外勤務を依頼することができるものとする。

(4) 応援職員の業務内容

派遣先施設は、応援職員が行う業務内容をあらかじめ定め、派遣依頼時に提示するものとし、応援職員は、派遣先施設の指示により業務を行うものとする。

(5) 応援職員の服装等

応援職員が使用するユニフォームやマスク、手袋等の衛生用品については、派遣先施設において準備の上、支給又は貸与することを原則とする。

(6) 派遣元施設

ア PCR検査等の実施

派遣元施設は、派遣する応援職員にPCR検査等を実施する。

イ 応援職員の宿泊先の確保

応援職員がホテル等の宿泊施設を利用することが必要な場合、宿泊施設の確保は、派遣元施設が行うものとする。

(7) 派遣に要する経費の負担

派遣に要する経費については、「かかり増し経費」（交通費、ホテル宿泊費、PCR検査費、傷害保険、日当・手当等）として、派遣元施設から県等に交付申請する。

※別添「かかり増し経費の負担等について」参照

「静岡県福祉指導課HP <http://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-240/kaigo/r2/survicekeizokushien.html>」

(8) 事故等の対応

応援職員が派遣先施設の指示により業務に従事している中で、派遣先施設の利用者を負傷させた場合や、派遣先施設の設備・備品等を損傷した場合は、派遣元施設が加入する保険で対応することとする。

4 派遣調整団体

本事業の実施にあたり、支援を必要とする対象施設等を支援する応援職員の調整を行う団体は以下のとおりとする。

この応援体制の考え方としては、まずは法人内での対応とし、法人内での対応が難しい場合は施設種別内での対応とする。

なお、施設種別を超えた派遣調整が必要となった場合は、派遣調整団体間で別途協議を行うものとする。

	派遣調整団体	対象施設等種別
①	静岡県老人福祉施設協議会	介護老人福祉施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム 老人短期入所施設
②	静岡県老人保健施設協会	介護老人保健施設
③	静岡県知的障害者福祉協会	障害者支援施設(知的) 福祉型障害児入所施設、左記団体の会員である共同生活援助
④	静岡県社会福祉協議会	上記以外の施設

5 応援職員の募集・登録

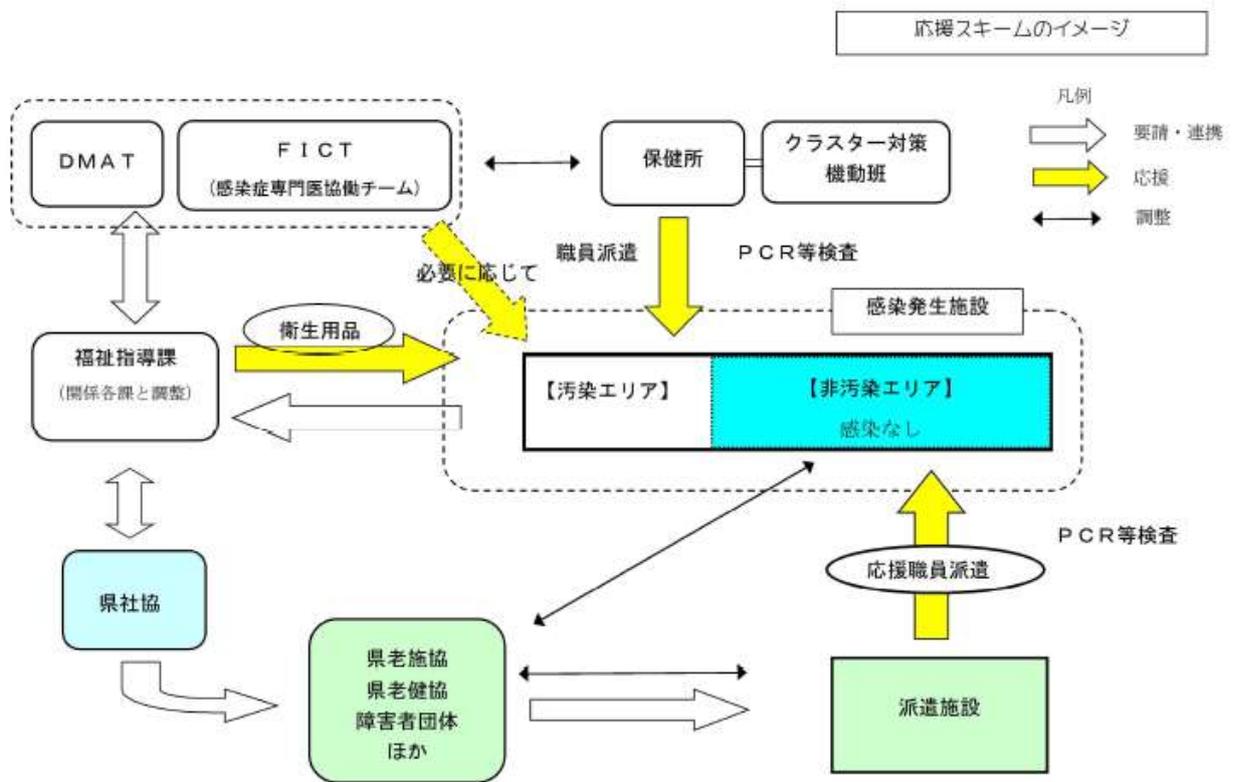
(1) 事業実施に当たっては、上記対象施設を対象に、派遣が可能な施設職員をあらかじめ募集、登録することとする。

(2) 上記4の派遣調整団体である、①～③の団体にあつては、別に定める方法により募集、登録を行うこととする。

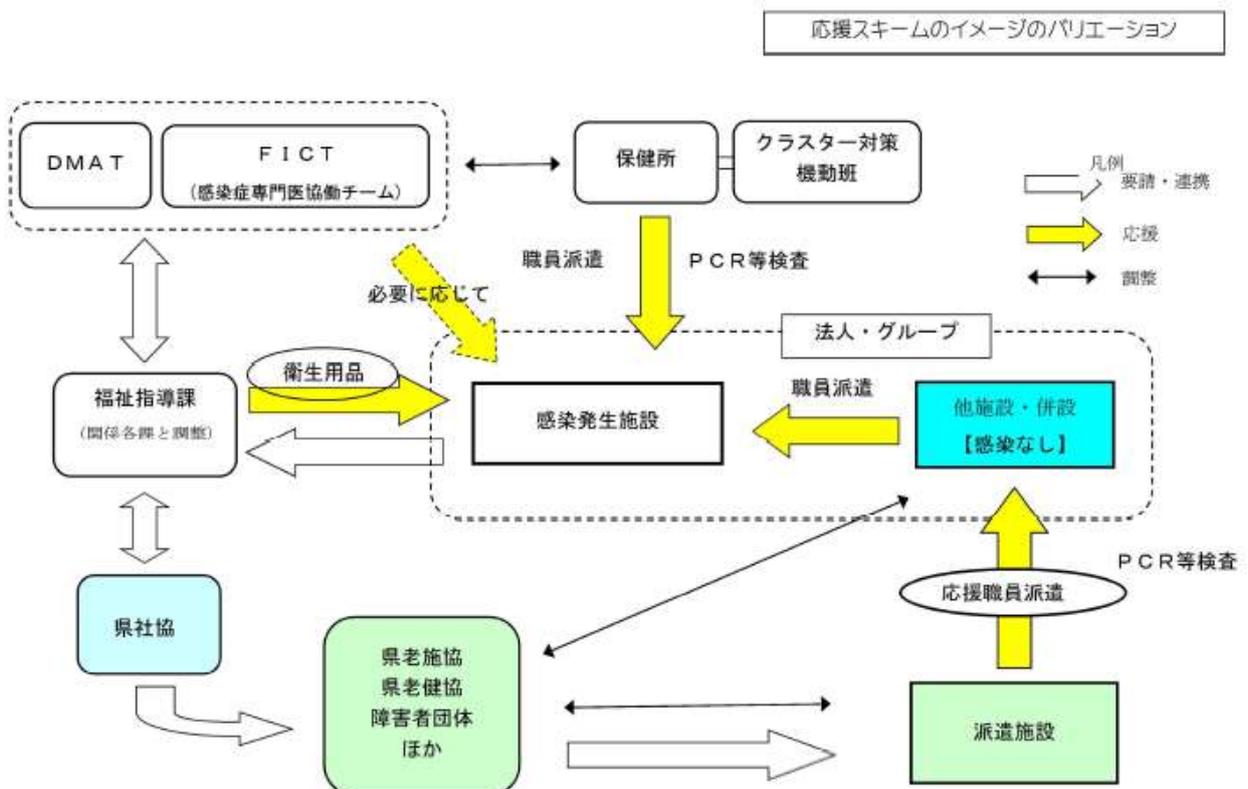
(3) 上記4の静岡県社会福祉協議会が派遣調整を行う施設種別については、別添「派遣職員候補者登録届出書」【様式1】を静岡県社会福祉協議会宛に提出する。

なお、実際の派遣要請の際に、当該職員の派遣が難しい場合には、代替職員の選出について調整することとする。

【 図 1 】



【 図 2 】



かかり増し経費の負担等について

	かかり増し経費 費目(例) ※赤字は本事業において 定める標準単価	県、静岡市、浜松市 への申請者		該当通知及び基準単価			
		派遣元施設	派遣先施設	高齢者施設	障がい児者施設	児童施設	保護施設
1	傷害、短期生命保険料 (傷害、感染)	○		【通知】 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業(別表2) (2)介護サービス事業所等との連携支援事業 介護老人福祉施設 19千円/定員 介護老人保健施設 19千円/定員 介護医療院 24千円/定員 介護療養型医療施設 21千円/定員 認知症対応型共同生活介護事業所 18千円/定員 養護、軽費老人ホーム等 (定員30名以上) 19千円/定員 (定員29人以下) 18千円/定員	【通知】 障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業の実施について(別添) (2)障害福祉サービス等事業者との連携支援 施設入所支援 506千円/施設 共同生活援助 (介護サービス包括型) 167千円/事業所 (日中サービス支援型) 129千円/事業所 (外部サービス利用型) 75千円/事業所 福祉型障害児入所施設 493千円/施設 医療型障害児入所施設 264千円/施設	【通知】 児童養護施設の生活向上のための環境改善事業の実施について 及び 令和2年度児童虐待・DV対策等総合支援事業費(新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業等(令和2年度補正予算分)分)の国庫補助について	【通知】 令和2年度生活困窮者自立相談支援事業費等負担金及び生活困窮者就労準備支援事業費等補助金に関する交付方針等について 1施設あたり500千円 ※都道府県、指定都市、中核市から国に対し協議書の提出が必要
2	派遣前検査費 (PCR検査)	○					
3	ホテル代 ※原則上限10,000円 (通勤費)	○					
4	派遣施設への交通費 (通勤費)	○					
5	派遣先のユニフォーム		○				
6	マスク・衛生用品		○				
7	日当(危険手当) ※図1の派遣:15,000円 ※図2の派遣:10,000円 ※汚染エリアの派遣:20,000円 ※同一法人内の派遣も対応可能	○					
8	時間外手当	○					
9	終了後検査費 (PCR検査)	○					
10	ホテル代 (自宅に帰れない状況)	○					
11	派遣元施設で職員を派遣したため、新たに勤務する代替職員(臨時職員)雇用費	○					

